

# 政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程第10条第2項及び第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱

(平成7年12月5日議長決裁)

## (閲覧場所)

**第1条** 政治倫理確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成7年北九州市議会規程第1号。以下「規程」という。)第10条第2項の北九州市議会(以下「議会」という。)の議長が指定する場所は、議会議事堂内の閲覧コーナーとする。

## (閲覧時間)

**第2条** 規程第10条第2項の議会の議長が指定する時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

## (閲覧業務を行わない日等)

**第3条** 北九州市の休日を定める条例(平成3年北九州市条例第2号)第1条第1項に指定する市の休日は、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下これらを「報告書」という。)の閲覧に関する業務は、行わない。

2 議会の議長が特に必要があると認めるときは、報告書の閲覧に関する業務の全部又は一部を休止することができる。

## (閲覧手続)

**第4条** 政治倫理確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年北九州市条例第41号)第5条第2項の規定による閲覧の請求は、資産等報告書等閲覧請求票(様式)によるものとする。

## (閲覧方法)

**第5条** 報告書を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、係員の指示に従い、報告書を書架から自由に取り出して閲覧することができる。この場合において、閲覧した報告書は、元の場所に戻さなければならない。

(謄写の禁止)

第6条 報告書は、複写機、写真機等によって謄写してはならない。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧コーナーには、複写機、写真機等を持ち込まないこと。
- (2) 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

付 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

様式 (第4条関係)

資産等報告書等閲覧請求票			
	年	月	日
北九州市議会議長	様		
	住 所	_____	
	氏 名	_____	
<p>政治倫理確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例 第5条第2項の規定に基づき、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等 報告書及び関連会社等報告書の閲覧を請求します。</p>			